

令和5年9月定例会 一般質問（答弁実録）

《 9月25日（月）2番手 》

- 1 産後ケア・サポートの充実について
- 2 性別にかかわらず誰もが安心して暮らせる環境づくりについて
- 3 デジタル・シティズンシップ教育について
- 4 都市部における浸水対策について
 - （1）都市部特有の課題に対応した浸水対策について
 - （2）尾崎川の浸水対策について
- 5 地域の拠点性を高めるインフラ整備について
 - （1）広島市東部地区連続立体交差事業の整備推進について
 - （2）一体的なまちづくりに資する道路整備の推進について
- 6 高度医療・人材育成拠点基本計画について

自由民主党広島県議会広志会

富永 やよい

はじめに

皆さん、こんにちは。

この春の地方統一選挙におきまして、安芸郡選挙区から出馬し、初当選させていただきました、自由民主党広志会、富永やよいです。

この度は、質問の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

私は安芸郡海田町で生まれ育ちました。4歳から始めたピアノがきっかけで音楽大学に進学、フランスへの留学を経て、約9年間のヨーロッパでの生活の中で、性別や国籍、年齢にとらわれない、ありのままの自分で幸せに生きることの大切さを学ばせていただきました。

また、2年前には娘を出産し、子育てをして行く中で、家族をはじめ、地域の方々のサポートなしには一人では子育てできないことを実感しています。こうした経験を活かし、県民の皆様お一人お一人が生き生きと暮らしていける様、力を尽くしてまいります。

また、この度初めての質問ということで、いつも私の活動を支えてくださっている、地元安芸郡をはじめとした支援者の皆様が傍聴にお越しく下さいました。この場を借りて心より感謝を申し上げます。

本日は、これまでの経験から「出産」や「多様性」をテーマに、そして地域の課題など質問をさせていただきたいと思っております。

1 産後ケア・サポートの充実について

それでは、質問に入らせていただきます。

質問の第1は、「産後ケア・サポートの充実について」お伺います。

私も経験していますが、産後間もない赤ちゃんは、数時間置きの授乳や、おむつ替え、やっと寝かしつけてもベッドに置いた瞬間に泣く、の繰り返しでした。睡眠不足に加え、心身ともに疲れ、想像以上の大変さに、自分の思い描いていたイメージとは違う現実と、産後のホルモンバランスの激変さも相まって「こんなにも可愛い我が子に充分にしてあげられないなんて、自分は母親として欠落した人間なのでは」と涙していました。実際に出産経験のある方にお話を伺うと、同じように何らかに落ち込み過ぎてしまうという現象は、産後は特に多い様でした。

そのような産後不安定なお母さん達の想いを受け、ようやく、国は、令和元年12月に改正した「母子保健法」を令和3年4月から施行し、産後ケア事業の実施を全ての市町村に『努力義務』としました。

本県では、法改正前からいち早く「ひろしま版ネウボラ」の仕組みを構築し、産後ケアも含めた切れ目のない支援に向けて、市町と一緒に積極的に取

り組んでいただいております、私の地元、海田町では、県のモデル事業として平成29年からネウボウをスタートさせることができました。

その成果として、令和3年度には県内全市町で産後ケア事業が実施され、ここ3年間の産後ケア・サービス利用者は確実に増えてはいるものの、施設を利用したい方からは「宿泊型施設が近隣になく、産後間もない乳児を抱いて遠くまで行くには母子共に負担が大きい」と言った声や、施設運営を行っている方からは「賃料など、固定費の支払いを行うと運営するにはギリギリで継続できない」と言った声も聞かれます。

最近の報道によると、国の全国調査で産後ケア事業の利用を希望する方に対して断ったケースが有る市区町村は14.4%、人口20万人以上の市区町村では43.0%に上りました。また、断った理由のうち、希望日時に受入施設が満床だったためという市区町村は31.1%で、人口20万人以上の市区町村では46.9%でした。

また、今年度、国は産後ケア事業の対象者を「心身の不調がある者」から「産後ケアを必要とする者」と見直し、支援を必要とする全ての方にサービス提供を拡充したことは評価していますが、これにより、ますます産後ケア施設が不足するのではないかと危惧しています。

こうした現場からのメッセージや国の動向を踏まえ、産後ケア施設の不足や偏在等に対し、『困った時、身近に、安心して利用できる施設にするためには、施設をどれだけ作り、どのように地域にバランスよく配置して行くのか』を早急に検討していくべきではないでしょうか。

さらには、人材不足が叫ばれている、家事・育児を手伝う『産後ヘルパー』の増員や、本県ではまだ数名しかいない『産後の母親の気持ちに寄り添い、家事・育児の訪問支援』を専門とする『産後ドゥーラ』と呼ばれる専門人材の育成・活用を図り、産後サポートを充実させることで、家庭内だけで円滑な育児を行う事が難しくなっている方々の不安や、産前産後のホルモンバランスの変化によって引き起こされる行き場のない不安等も解消しやすくなると思います。

そこで、すべての家庭を妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する「ひろしま版ネウボウ」の更なる充実のためには、産後ケア・サポートの充実が不可欠と思いますが、知事のご所見をお伺いします。

答弁（知事）

近年、核家族化の進展などによって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族などの助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱く母親や、うつ状態の中で育児を行う母親も増えているため、産後ケアによって退院後の

産婦の不安や負担感を軽減し、安心して子育てができる支援体制を確保することが重要となっております。

本県におきましては、令和2年度から、県独自に産後ケア事業の利用に係る利用者負担の半額助成を行うとともに、広島県助産師会に、市町と産後ケア施設などとの調整を担うコーディネーターを配置することで、市町域を超えた利用希望にも柔軟に対応する体制を整え、令和3年度から、全国に先駆けて、県内全市町での実施体制を確立しております。

産後ケア施設がない市町におきましては、

- ・広域での施設利用の外、
- ・ホテルなどを活用した、デイサービス型の産後ケアの提供、
- ・県助産師会を通じて、登録助産師を利用者の自宅などに派遣するアウトリーチ型の産後ケアの提供など、

地域の実情に応じた事業展開を工夫しており、利用実績は、令和元年度の延べ722人から、令和4年度には延べ2,359人まで増加しております。

令和5年度から、国が、産後ケアの対象者を「心身の不調又は育児不安などがある者」から「産後ケアが必要な者」に拡大したことに伴い、利用ニーズは更に増加することが予想されるため、希望する産婦が必要な支援を受けられることができるよう、利用が進んでいる市町の取組を他市町にも共有するなど、県全域で、サービスの充実が図られるよう取り組んでまいります。

また、市町におきましては、助産師などの専門職に加え、子育て経験者なども活用し、ヘルパー派遣やパパママ教室を開催するなど、地域の実情に合わせて多様な産前・産後サポート事業を展開しており、「ひろしま版ネウボラ」では、面談などを通して把握した各家庭の状況やニーズに応じて、こうしたサービスをきめ細かに提供しているところでございます。

引き続き、妊娠期から子育て家庭を見守り、必要な支援を届ける「ひろしま版ネウボラ」の構築を進めるとともに、こうした市町のサービスの充実を図り、県民の皆様が、安心して妊娠・出産、子育てをしていただけるよう、取り組んでまいります。

2 性別にかかわらず誰もが安心して暮らせる環境づくりについて

質問の第2は、「性別にかかわらず誰もが安心して暮らせる環境づくりについて」お伺いします。

日本では同性婚を認めていないため、平成27年に東京の渋谷区と世田谷区の自治体が同性カップルを「結婚に相当する関係」と認める「パートナー

シップ宣誓制度」を開始しました。

制度自体は結婚とは違い、法的拘束力はないものの、同性カップルにとって「赤の他人」から「パートナー」という証明を受けることであり、

- ・住居の賃貸契約や病院での面会、
- ・携帯電話の家族割引など、

結婚した場合と同様なサービス等が受けられるといったメリットがあります。

この制度は、都市部から地方へと急速に広がりを見せ、民間団体の調査によると今年6月28日時点で全国328の自治体が導入し、全国の人口カバー率も70.9%となっています。また、制度は市区町村だけでなく、14都府県でも導入されていて、都道府県単位の導入により、

・住んでいる市町村で導入されていないなくても、県営住宅への入居や身体障害者に対する自動車税の減免が受けられる、などのメリットがあります。

日本では、「パートナーシップ宣誓制度」を導入する、しないが、自治体によって違い、同性カップルの権利が十分に尊重される環境が整っているとは言えません。

現在、県内での制度の導入状況は、県内23市町のうち8市町に留まっており、本県では導入できていないものの、制度を導入した市町に対して、県は同様の行政サービス等の利用ができるように支援されていますが、市町が導入しなければ県の支援はありません。

やはり、本来県は受け身ではなく、市町に対して旗振り役であるべきではないでしょうか。

令和3年2月の定例会の一般質問で、「本県の「パートナーシップ宣誓制度」の導入については、導入自治体の運用の状況や課題を十分に把握する必要があり」と答弁がございましたが、その当時3府県から現在14都府県と大幅に増加している状況です。

もちろん、この制度だけで、性的マイノリティの人たちが感じる不便や偏見、差別的な扱いをすべて解消できるとは思っていません。しかしながら、広域自治体である県が制度を導入すれば、県内全域への波及効果は大きく、自分の周りに性的マイノリティの方がいないと思っている人達に「性の多様性」について考えるきっかけとなり、自治体が制度という支えを作ることで、当事者の人たちが勇気を持って声を上げやすい環境になるのではと考えています。

そこで、性的マイノリティの方々が安心して暮らせる環境づくりに向けて、県として、今までどのように取り組んできたのか、知事にお伺いします。また、本県もパートナーシップ宣誓制度を積極的に導入すべきと考えています

が、全国の導入自治体の運用の状況や課題を踏まえ、県としての役割の認識等、今後どのように取り組んでいくのか、併せてお伺いします。

最後になりますが、近年はさらに一歩進んで、カップルと共に暮らす子どもも含めて「家族」と認める「ファミリーシップ宣誓制度」を導入する自治体も増えており、都道府県ではじめて、鳥取県が来月 10 月 1 日から運用を開始すると発表がございました。

このような視点も今後の取組に活かしながら、多様性を認める社会の構築に向け取り組んでいただけるよう要望して、次の質問に移ります。

答弁（知事）

本県におきましては、「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン」におきまして、「多様性を認め合い、支え合いながら自分らしく活躍でき、安心と活気あふれる共生のまちづくり」を掲げており、性的少数者の方々がかけがえのない個人として尊重され、誰もが性別にかかわらず、自分らしく生きることができる社会を実現していくことが重要であると認識しております。このため、これまで県民の皆様の性の多様性に関する理解促進に向け、行政や企業等の人権担当者向けの研修会や、民間支援団体と連携した各種啓発イベントなどを実施してまいりました。

あわせて、エソール広島におきまして、性的少数者の方々などの悩みに寄り添う L G B T 専門相談や関係機関への橋渡しを行ってきたほか、昨年度からは、相談内容の分析を踏まえまして、県内高等学校への出前授業を拡充しているところでございます。

また、広島市のパートナーシップ宣誓制度導入を契機といたしまして、本県におきましても、制度を導入した市町と同様の行政サービス等への適用を開始するとともに、制度を検討する市町に対し、導入が進むよう各種情報提供や助言を行ってきたところでございまして、現在、8市町で制度化され、県内人口カバー率は63パーセントとなっております。さらに、複数の市町が、年度内の導入に向けて検討されているところでございます。

すでに都道府県単位でパートナーシップ宣誓制度を導入している14都府県の状況を見ても、5県におきましては、市町村が独自に行政サービスへの適用を拡大している一方で、他の9都府県におきましては、

- ・地域の理解が進んでいないことや、
- ・国において婚姻制度の議論が進められることが前提である

などの理由によって、全く対応されていない市区町村や限定的な取組にとどまる市区町村が合わせて8割を超えるなど、身近な行政サービスを受けられる状況になっていないと伺っております。

パートナーシップ宣誓制度につきましては、身近な行政サービス等を担う市町が主体となり、県と市町が連携し、住民の皆様の理解を得ながら取り組むことが効果的であると考えており、本県におきましては、引き続き、制度導入に向けた市町の取組を支援するとともに、性の多様性に関する県民の皆様の理解促進に、市町や関係団体などと連携して取り組んで、誰もが安心して暮らせる環境の実現を目指してまいりたいと考えているところでございます。

3 デジタル・シティズンシップ教育について

質問の第3は、「デジタル・シティズンシップ教育について」お伺いします。

情報社会は日々進化し、社会全体のデジタル化が加速する中、物心ついた時からスマートフォンやタブレット端末などを誰でも使える環境にあります。

現代の子どもたちにとって、自然とそれらを使いこなす中で、正しい認識を持って使い、長い人生に役立てるために必要な能力を身につけ、ネット上で「知らないうちに身近に起こっている」詐欺やいじめ、フェイクニュース、違法なコンテンツや著作権侵害など、自分自身で様々な危険に対して事前回避できる判断能力や、正しい問題解決能力を養っていくことが重要となります。

これまでの学校現場では、情報社会に対し、児童生徒が情報機器を正しく使うことや、ネットなどのトラブルから遠ざけるために、インターネットの危険性を教え、デジタル機器やネットの使用を制限する「情報モラル教育」が行われてきました。

このような抑制的な情報モラルに対し、今後の社会生活においてデジタル機器やネット利用を抜きには成り立たない情報社会であることを考えると、デジタル機器を使うそれぞれが正しい認識と理解、危機管理能力を持って、機能的に活用できるよう「自己判断能力の向上」を含めた教育を展開し、デジタルの世界で良い市民となるデジタル・シティズンシップ教育が求められています。

しかしながら、現在の学校教育では、この教育を行うために必要な標準的なカリキュラムや教材が整っていない状況です。

このため、最近では大阪府吹田市や埼玉県戸田市など、独自にデジタル・シティズンシップ教育を取り入れた授業を展開する地方自治体も少しずつ増えてきています。

本県においても、先進的にデジタル・シティズンシップ教育を取り入れ、令和3年度からモデル校として、庄原格致高校と安古市高校の2校が取組を進めていると伺っています。

- 一方で、まだ始まったばかりのデジタル・シティズンシップ教育ですので、
- ・管理職を含めた教員と保護者のデジタル技術に対する理解と習得
 - ・刻々と進化するデジタル技術に対する教育内容の機動的な変化
 - ・幼少期からのデジタルスキルの習得など

に対し、教育委員会や現場を預かる先生方などは大変苦勞されていると思いますが、多くのハードルを乗り越えて、子供たちが、責任あるデジタル社会に参加するための知識や能力を備えた人材となるよう育てていく必要があると考えています。

そこで、子供たちがデジタル環境の中で自ら考えて行動し、デジタル社会の良き担い手になるために、デジタル・シティズンシップ教育の推進に向けて、県立高校のモデル校等における実践からどのような成果と課題が見えてきたのか、教育長にお伺いします。また、小・中・高等学校の発達段階に応じた教育が必要と考えていますが、市町教育委員会との連携を含め、今後どのように取り組んでいくのか併せてお伺いします。

答弁（教育長）

デジタル・シティズンシップ教育におきましては、児童生徒がデジタル機器の有用性を前向きに捉え、デジタル・リテラシーを高め、デジタル情報に対する批判的態度を身に付けることが重要であると認識しております。

県立高等学校におきましては、令和3年度からモデル校2校を指定し、全国に先駆けて、教員がデジタル・シティズンシップの考え方を取り入れた授業を展開しております。

こうした取組の成果といたしましては、令和4年度の県教育委員会のデジタル活用に係る調査において、「自分で課題を立て、情報を集めている」生徒の割合は、モデル校では91.8パーセントで、その他の高等学校の平均より6.8ポイント高く、その他の項目においても上回っていることから、デジタル・リテラシーが高まっていると考えております。

一方、モデル校の課題として、デジタル・シティズンシップの考え方を取り入れた授業が各教科で行われているものの、教科間の関連付けが十分でない面もあることから、校内研修などを通して、全ての教職員が課題の改善に取り組む必要があると考えております。

また、小・中学校におきましては、教員のデジタル活用スキルに応じた研修を実施するとともに、市町教育委員会が主催する研修に県の情報教育担当

の指導主事を派遣するなど、市町教育委員会と連携した取組を進めております。

引き続き、デジタル・シティズンシップの考え方を踏まえ、研修の充実やモデル校における好事例の普及を図るなど、児童生徒の発達段階に応じた取組を推進してまいります。

4 都市部における浸水対策について

質問の第4は、「都市部における浸水対策について」、2点お伺いします。

(1) 都市部特有の課題に対応した浸水対策について

まず1点目は、「都市部特有の課題に対応した浸水対策について」です。

近年、全国において、毎年のように線状降水帯や局地的大雨の発生など、今までに経験がない都市部における集中豪雨による浸水被害が後を絶ちません。

近年では、時間雨量 50 mmを超える雨が頻発するなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、県内においても、福山市の手城川や海田町の尾崎川などで、頻繁に浸水被害が生じております。

都市部では、コンクリートの建物が多く、道路も舗装されているため雨水がしみこみにくく、集中豪雨時には埋設されている下水管、雨水管などへ一気に水が集まり、地表部へ水が噴き出します。また河川の幅が狭く流下能力が不足する箇所では、都市化に伴い、大雨時には、短時間で雨水が集中的に流れ出る結果、急激な川の水位の上昇により水害が発生しています。

都市部における浸水対策として、河川の幅を広げたり、雨水を一時的に貯める施設を整備する対策が挙げられますが、沿川には宅地や店舗、工場などが密集しているため、必要な用地の確保が難しい状況です。また、河底の掘削時には、護岸や橋の基礎部分の根入れ深さも考慮した計画の検討が必要となるなど、様々な課題を抱えています。

さらに事業実施にあたっては、事業に必要な用地取得費用が比較的高額であるため、多くの事業費が必要となることや、工事中の様々な対策も必要となることから事業期間も長期に及びます。

このような課題に対応するため、国においては、令和3年11月に特定都市河川浸水被害対策法を改正し、河川整備の加速に加え、自治体、企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくりや開発規制、貯留機能の向上などによる新たな浸水対策が打ち出されました。

また、今年7月の新聞報道によると、都市部特有の浸水対策の課題を踏ま

え、地上側対策は限られているため、地下の有効活用が必要と判断し、現在認められていない河川の地下の活用も含め、費用や技術面の課題を議論し、年内に新たな方針を国がまとめる予定で、今後のさらなる浸水対策の一つとして有効に活用できるのではと期待しております。

そこで、過去に経験したことのない集中豪雨等が後を絶たない中、経済活動を止めることなく、県民の安全・安心な暮らしを確保するために、都市部における浸水対策の課題をどのように認識しているのか、知事のご所見をお伺いします。また、国の動向を踏まえ、関係市町との連携も含め、今後どのように都市部における浸水対策に取り組んでいくのか、併せてお伺いします。

答弁（知事）

都市部では、建物や舗装などで地表面が覆われ、雨水が浸透することなく、短時間で河川に流入することに加えて、気候変動により豪雨等が激甚化、頻発化していることから、河川からの氾濫や内水氾濫による浸水被害が繰り返し発生している状況となっております。

このような地域におきましては、河川沿いに家屋等が連担していることが多く、河道拡幅などの河川改修を実施するには、事業用地の確保が難しいことや地下埋設物など支障物が多く存在し、工事の制約が大きいことなどの課題がございます。

このため、河川管理者が行う河川改修に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働して治水対策を実施する「流域治水」を強力に推進しているところであり、流域全体の治水対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を県内全ての流域で策定し、総合的かつ多層的に取り組んでいるところでございます。

このうち、竹原市を流れる本川流域につきましては、流域治水の実効性を高めるため、特定都市河川流域に指定し、河川整備などのハード整備の加速に加え、雨水貯留施設の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの検討などを取りまとめた「流域水害対策計画」を策定し、県・市・地元関係者と協働して取組を進めているところでございます。

県といたしましては、今後、他の流域につきましても流域の特性を踏まえ特定都市河川流域への指定について検討を進めるなど、県民の皆様が安全・安心に暮らすことができるよう、国・市町など、流域全体のあらゆる関係者と連携しながら、浸水被害の防止・軽減に向け、取り組んでまいります。

(2) 尾崎川の浸水対策について

2点目は、「尾崎川の浸水対策について」です。

私の地元である海田町においては、県が昭和20年代から昭和50年代にかけて瀬野川を整備いただいたおかげで、それ以来、河川氾濫による大きな洪水被害は免れています。

また、瀬野川の河口部から南側に位置する二級河川の尾崎川流域においては、昭和40年頃からの都市化により保水能力が低下し、浸水被害が深刻化したため、昭和60年に尾崎川河口部に尾崎排水機場が整備されました。

排水機場の整備後は、それまでに比べ状況は改善されたものの、依然として尾崎川流域では、浸水被害は発生している状況です。

近年では、平成17年、平成21年、平成30年、令和3年に発生した集中豪雨時に、尾崎排水機場のポンプが整備されていたにも関わらず、尾崎川が氾濫し、住宅の一部に床上・床下浸水が発生しました。さらに海田西小学校の通学路に指定されている町道10号線の道路も冠水し、児童の安全確保の面からも早期の浸水対策が必要です。

県は、度重なる尾崎川の浸水対策として、平成27年度から既存のポンプの約3倍の排水量を有する排水ポンプ増設や河積を拡大する事業に着手しましたが、未だ排水ポンプ増設工事に着手できていない状況です。

今年4月に福山市の手城川に大型の排水ポンプが増設されたことを報道により知った住民の方々からは、尾崎川のポンプの増設はいつ頃完成するのか等、多くの声を頂いております。

住民の方々のお安全・安心な暮らしを守るために、先ずは排水ポンプの増設の1日も早い完成が求められます。

そこで、今後も局地的大雨などにより、尾崎川周辺の浸水被害が発生することを大変心配していますが、平成27年度から事業に着手されています尾崎川排水ポンプの増設について、未だ工事に着手できていない理由と今後の整備時期を知事にお伺いします。

最後に、尾崎川の浸水対策は、海田町のまちづくりにおける最重要課題に位置付けており、地域住民の浸水被害の解消という切実な声をお聞きいただき、尾崎川の浸水対策に向けた取組を加速化していただけるよう要望し、次の質問に移ります。

答弁（土木建築局長）

尾崎川の流域におきましては都市化の進展に伴い、保水・遊水機能が低下していることなどから平成30年7月豪雨や令和3年7月豪雨など、浸水被害が繰り返し発生しております。

また、尾崎川は潮位の影響を受け、干潮時を除き一日のほとんどで樋門を閉鎖しており、ポンプによる排水で浸水被害を防ぐ必要があることから河川整備計画では、河口部の尾崎川排水機場の排水能力の向上と河道整備を実施することとしております。

このため新たに排水機場を整備することとし、ポンプ排水能力を現在の毎秒9立方メートルから約3倍の毎秒28立方メートルに向上させることなどにより、これまでに発生した家屋の浸水被害の解消を図るため平成27年度から事業に着手しております。

新排水機場を陸上自衛隊海田市駐屯地内に整備することから、用地取得や支障物件の補償について、防衛省中国四国防衛局など関係機関と調整等を進め、平成31年3月に協定を締結いたしました。

令和2年度からは移転補償工事に着手し、令和4年度に支障物件に係る解体工事及び自衛隊施設の用地補償が完了したことから、今年度は、護岸詳細設計を進めるとともに、新排水機場の工事用道路となる市道拡幅工事に着手することとしております。

今後とも、新排水機場の工事の着手に向けて、防衛省中国四国防衛局等の関係機関と調整を重ねながら、早期完成を目指して事業を進めてまいります。

5 地域の拠点性を高めるインフラ整備について

続いて、「地域の拠点性を高めるインフラ整備について」2点お伺いします。

(1) 広島市東部地区連続立体交差事業の整備推進について

1点目は、「広島市東部地区連続立体交差事業の整備推進について」です。

広島市東部地区連続立体交差事業は、広島都市圏東部地域におけるJR山陽本線及びJR呉線の合計約5.1Kmを高架化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化する事業で、現在、県と広島市の共同により事業が実施されています。

この事業効果は非常に大きく、開かずの踏切の除却等による交通混雑や踏切事故の解消、市街地分断の解消による地域の活性化が図られることが期待されます。さらに、関連事業である都市計画道路事業や土地区画整理事業を合わせて実施することにより、慢性的な渋滞が発生している県道広島海田線などの交通の円滑化や海田市駅を中心とした都市機能の向上など、地域の拠点性を高める持続可能なまちづくりの実現にも寄与します。

このようなことから、地域住民をはじめ運送業者などの民間企業、学校関係者等、様々な方面から1日も早い完成を強く求められているとともに、私

の地元である海田町や府中町などが取り組んでいる今後のまちづくりの推進に欠かせない事業であります。

本事業は、都市計画決定されて以降、約20年間、計画見直し等により事業が停滞していましたが、令和2年10月ようやく、府中町域と広島市域の一部約2kmであるⅠ期区間が工事着手されました。また、今年4月には1線目の仮線路への切り替えも行われ、令和9年度には海田町域等のⅡ期区間に工事着手する予定と伺っています。

本事業を遅滞なく着実に進める上では、鉄道工事を請け負っているJR西日本や、関係市町との連携強化、工事実施に伴う沿線住民の理解、安定した財源の確保などが益々重要となってくると思われます。

また、地域住民の多くの方々が長年待ち望んだ事業であり、工事着手以降でも、「計画的に進んでいるのか」、「完成時期はいつ頃になるのか」などの声を幾度となく聞いております。

そこで、広島市東部地区連続立体交差事業について、令和9年度からのⅡ期区間の工事着手に向けて、Ⅰ期区間の工事は計画どおりに順調に進んでいるのか。また、今後の工事を遅滞なく着実に進めるために、どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。併せて、本事業は長期間に亘る大規模事業であるため、地域の皆様に希望を持っていただくためにも、概ねの完成時期や進捗状況を広く周知していくことが大切だと思いますが、どのようにお考えなのかお伺いします。

答弁（知事）

広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、広島都市圏東部地域の交通の円滑化や市街地分断を解消し、当該地域の一体的なまちづくりを推進する上で重要な事業と認識しており、事業効果の早期発現のため、区間を分けて、工事を進める計画としております。

府中町域と広島市域をまたぐⅠ期区間の進捗状況につきましては、令和2年10月に工事に着手いたしまして、令和12年度の完成に向け、計画的に進めているところであり、現在は仮線路工事や高架橋等の詳細設計に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、広島市域と海田町域をまたぐⅡ期区間につきましても、令和9年度の工事着手に向けて今年度から仮線路の設計を進めているところでございます。

本事業を円滑かつ着実に進めるためには、JR西日本や広島市との緊密な連携が必要であることから、引き続き、定期的に会議を開催し、工程管理などに取り組むとともに、府中町及び海田町のまちづくりにも密接に関係する

ことから、本事業の進捗状況について、様々な機会を通じて情報共有を図るなど、両町とも連携しながら取り組んでおります。

また、本事業は長期的に安定した財源を確保していく必要があることから、引き続き、各関係者と連携しながら国に対して働きかけも行なってまいります。

さらに、本事業は長期にわたるため、地元住民の皆様などの御理解・御協力をいただきながら進めることが不可欠であり、進捗状況などに係る情報提供も非常に重要であると認識しております。

このため、県・市・JR西日本の連名で広報紙を作成いたしまして、地域での回覧やホームページへの掲載などによって、周知を図っているところがございます。今後も、進捗状況などをより多くの皆様に知っていただくために、広報紙における掲載内容の充実や、現場見学会を開催するなど、効果的な広報に努めてまいりたいと考えております。

県といたしましては、広島都市圏東部地域のまちづくりの推進のため、関係者と連携し、地元住民等の皆様の御理解・御協力を得ながら、着実に事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

(2) 一体的なまちづくりに資する道路整備の推進について

2点目は、「一体的なまちづくりに資する道路整備の推進について」です。

県内の市町においては、急激な人口減少や超高齢社会の到来、異常気象による度重なる大規模災害などの社会情勢の変化に対応するため、地域の特性を生かし、創意工夫のもと、若者の定住促進や企業誘致、避難路等のハード整備など様々な施策を講じながら、待ったなしで、持続可能なまちづくりの実現に向けて懸命に取り組んでいます。

しかしながら、私の地元、安芸郡では、市街地が鉄道により分断されていることで、地区間の交流連携や緊急時の円滑な輸送が困難な状況となっており、また慢性的な交通渋滞が発生するなど、様々な課題が生じており、まちづくりを進める上で大きな障壁になっています。

このような中、県において、先ほど質問いたしました広島市東部地区連続立体交差事業による鉄道の高架化や、坂町では一体的なまちづくりを進める上で欠かせない新市街地と既成市街地との連絡を強化する県道坂小屋浦線の整備を進めていただいております。

坂町では、長期総合計画におけるまちづくりの基本理念の一つとして、「次世代に引き継ぎ、住み続けられる地域づくり」を掲げ、県道坂小屋浦線を骨格としたまちづくりを推進しています。

県道坂小屋浦線は平成 14 年に事業着手してから、地域の方々の協力を得ながら事業を進めていることは理解していますが、長い年月が経過しており、今後の事業進捗によっては、まちづくりが停滞する恐れがあるのではないかと、心配しております。

そこで、県内の市町のまちづくりを停滞させることなく、しっかり後押ししていくべきだと考えますが、まちづくりに及ぼす道路が持つ事業効果をどのように認識しているか、知事のご所見をお伺いします。併せて、坂町のまちづくりを推進するためには、県道坂小屋浦線の早期完成や町が進めるまちづくりの進捗に応じた早期の事業効果発現が欠かせませんが、JR 呉線や国道 31 号を跨ぐ高架橋工事の状況など、現在の進捗状況や今後の見通しについてお伺いします。

県道坂小屋浦線の整備はまちづくりに欠かせない事業であり、地域の方々の期待も大きいことをしっかり受けとめ、安定的な予算の確保に努めるとともに、町と連携しながら、一日も早い早期完成に向けて全力で取り組んでいただくことを要望いたします。

答弁（土木建築局長）

道路が持つ事業効果につきましては、

- ・日常生活における円滑な交通の確保、
- ・地域内外における交流連携の促進、
- ・渋滞緩和による物流の効率化、
- ・災害時の緊急輸送の確保など

を有しており、道路はまちづくりを行う上で必要不可欠な社会基盤であると認識しております。

一般県道坂小屋浦線につきましては、JR 呉線などにより分断された市街地の一体化と交通の円滑化を図るため、新市街地の平成ヶ浜二丁目を起点とし、既成市街地の坂東四丁目までの約 1.5 キロメートル区間を、道路事業及び街路事業により整備を進めているところでございます。

このうち、起点側の 0.6 キロメートル区間につきましては、現在、JR 呉線と国道 31 号をまたぐ橋梁の下部工の工事を道路事業により実施しているところであり、今後は、上部工の工事に係る JR との協定を締結し、工事に着手する予定でございます。

また、終点側の 0.9 キロメートル区間につきましては、街路事業により実施しており、平成 27 年に 0.2 キロメートル区間を部分供用し、残る 0.7 キロメートル区間においても、用地買収を進め、順次、道路改良工事に着手してまいります。

引き続き、坂町の目指すまちづくりが着実に進むよう、町と緊密に連携しながら、坂小屋浦線の早期完成に向け、事業を推進してまいります。

6 高度医療・人材育成拠点基本計画について

最後の質問は、先般公表された「高度医療・人材育成拠点基本計画」についてお伺いします。

この計画は、県立広島病院や中電病院など地域で医療の中核を担ってきた病院を統合し、新たな病院を建設するものです。私の地元、マツダ病院についても医療機能の一部が新病院に集約されると聞きましたが、以降、詳しい説明はありません。

地域から病院が無くなったり機能が縮小されることに、地域住民から「今後の地域医療はどうなるのか」、「救急医療は大丈夫なのか」などのたくさんの不安の声が届いております。

多くの県民が不安に思うのは、議会での議論や県民への説明が十分にされていないままに、新病院の建設だけが具体化されているからではないでしょうか。

そこで、こうした不安の声を真摯に受け止め、議会や県民に丁寧に説明した上で、事業を進めていくべきと考えていますが、知事のご所見をお伺いします。

答弁（健康福祉局長）

高度医療・人材育成拠点、いわゆる新病院構想の事業を進めるに当たりましては、県民の皆様から十分な理解を得ることが重要であると認識しております。

このため令和3年度から、基本計画の策定に至る各種会議の会議資料や議事録を県のホームページ上に公表するとともに、生活福祉保健委員会におきましても、適時説明を行ってきたところでございます。

また、本年3月に開催した県民公開セミナーにおいて、新病院基本構想について説明し、その様子をYouTubeで配信するとともに、参加者からの質問や意見に対する回答をホームページに記載するなど新病院整備の意義や必要性について、県民の皆様へ情報発信してまいりました。

さらに、病院再編の影響が予想される地域の医療提供体制を検討するため、住民代表や地区医師会、有識者などが参画した地域懇話会を3回開催し、地

元の不安や要望を伺うなど、地域とのコミュニケーションに努めてまいりました。

これに加えて、新病院構想の認知度並びに期待や不安、県立広島病院移転後の医療提供体制などについて、県民の皆様の御意見を聴くため、本年6月にアンケートを実施し、南区の住民615人を含む1,753人の方から御回答をいただきました。

このほか、医療職団体などとも、複数回にわたって病院再編の意義について意見交換を行ってきたところでございます。

こうした県民の皆様とのコミュニケーションを踏まえ、県立広島病院が移転した後も、引き続き地域の方が安心して暮らし続けることができるよう、地域の医療機関との連携や高齢者などのアクセスを考慮した上で、必要な医療、介護、福祉サービスを受けることができる体制を整えることを今後の方向性として取りまとめたところでございます。

県といたしましては、県立広島病院移転後の地域における具体的な医療提供体制と、周辺医療機関を含む病院再編の全体像について、引き続き検討を進め、今後の進捗につきましても適時適切に県民の皆様や議会に説明し、ご意見を承りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

おわりに

私の質問は以上です。

これからも皆様お一人お一人に寄り添い、お役に立てるよう精進してまいります。

ご清聴ありがとうございました。